



報道関係者 各位

令和2年7月31日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 阿部 恭之

労働衛生専門官 嶋田 敏晴

電話番号 048-600-6206

## 今年上半期の労働災害発生状況（6月末集計）※抜粋

～対前年同期比で死亡者数は5人減、休業4日以上之死傷者数は4.4%増～

今年上半期の埼玉県内の事業場における休業4日以上労働災害発生状況を取りまとめたので公表します。

死亡者数は8人で対前年同期比5人（38.5%）減、休業4日以上之死傷者数は2,306人で対前年同期比98人（4.4%）増となっています。

今年の特徴は、死亡災害が大幅に減っている中で建設業が8人中6人を占める状況であり、建設業の死亡災害防止が重要課題となっています。

### 1 死亡者数（資料1、資料2、資料3、資料4参照）

（1）死亡者数は8人で対前年同期比5人（38.5%）減となっています。

（2）業種別でみると、建設業6人、製造業1人等となっており、建設業が全体の75.0%を占めます。

（3）事故の型別でみると、「墜落・転落」3人、「はさまれ・巻き込まれ」1人、「飛来、落下」1人、「激突され」1人、「交通事故」1人、「崩壊・倒壊」1人となっています。

### 2 休業4日以上之死傷者数（資料1、資料2、資料4参照）

（1）休業4日以上之死傷者数は2,306人で対前年同期比98人（4.4%）増となっています。

（2）業種別でみると、製造業500人（21人、4.0%減）、陸上貨物運送事業453人（18人、4.1%増）、小売業272人（34人、14.3%増）、建設業226人（5人、2.3%増）、社会福祉施設174人（40人、29.9%増）、飲食店97人（17人、14.9%減）等となっています。

（3）事故の型別でみると、「転倒」527人（19人、3.7%増）、「動作の反動・無理な動作」378人（77人、25.6%増）、「墜落・転落」371人（18人、5.1%増）、「はさまれ・巻き込まれ」290人（16人、5.2%減）等となっています。

さらに、業種別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が、建設業と陸上貨物運送事業では「墜落・転落」が、小売業では「転倒」、飲食店では「切れ・こすれ」、社会福祉施設では「動作の反動・無理な動作」が最も多くなっています。

（4）年齢別でみると、60歳以上が全産業の約4分の1を占めており、特に、社会福祉施設での割合が38%と高くなっています。

### 3 外国人労働者の休業4日以上之死傷者数（資料1参照）

（1）死亡者数は1人で対前年同期比1人増、また、休業4日以上之死傷者数は21人で対前年同期比70人（76.9%）減となっています。

（2）業種別でみると、休業4日以上之死傷者数は製造業15人（40人、72.7%減）、建設業2人（8人、80.0%減）等となっています。

# 埼玉県内の事業場における労働災害発生状況の推移

資料1

## S52年からの推移



(注)平成18年以前は労災保険給付データ、平成19年以降は労働者死傷病報告のデータである。

### 死傷者数(休業4日以上)

(人)

	26年	27年	28年	29年	平成30年	令和元年
1 製造業	1,504	1,401	1,407	1,396	1,427	1,464
2 建設業	857	684	604	657	650	611
3 陸上貨物運送事業	1,025	1,070	1,047	1,062	1,151	1,211
4 小売業	691	735	710	673	766	716
5 飲食店	205	237	233	228	248	284
6 社会福祉施設	291	323	373	376	435	418
全産業	5,990	5,800	5,754	5,824	6,216	6,237

令和2年	対前年比較	増減率	
500	521	-21	-4.0%
226	221	5	2.3%
453	435	18	4.1%
272	238	34	14.3%
97	114	-17	-14.9%
174	134	40	29.9%
2,306	2,208	98	4.4%

資料 労働者死傷病報告  
※令和2年は6月末集計

### 死亡者数

(人)

	26年	27年	28年	29年	平成30年	令和元年
1 製造業	7	6	9	3	9	4
2 建設業	16	15	6	13	12	10
3 陸上貨物運送事業	6	5	7	6	2	8
4 林業				1	1	
5 上記以外	5	9	10	9	12	11
全産業	34	35	32	32	36	33

令和2年	対前年比較	増減率	
1	1	0	0.0%
6	7	-1	-14.3%
3	-3	-100.0%	
1	2	-1	-50.0%
8	13	-5	-38.5%

資料 死亡災害報告  
※令和2年は6月末集計

### 外国人労働者の死傷者数(休業4日以上)

(人)

	26年	27年	28年	29年	平成30年	令和元年
1 製造業	107(1)	105(1)	102	103	85(1)	77(1)
2 建設業	19	20(1)	26	30	34	22(1)
3 陸上貨物運送事業	9	5	13	16	15	10
4 小売業	7	9	7	8	4	7
5 飲食店	4	3	4	2	1	
6 社会福祉施設	2	2	3	2	3	3
全産業	165(1)	165(2)	166	192	160(1)	151(2)

令和2年	対前年比較	増減率	
15	55	-40	-72.7%
2(1)	10	-8	-80.0%
2	4	-2	-50.0%
1	10	-9	-90.0%
1	2	-1	-50.0%
21(1)	91	-70	-76.9%

資料 労働者死傷病報告  
( )内は死亡者数で内数である。  
※令和2年は6月末集計

令和2年上半期 業種別・事故の型別休業4日以上之死傷者数(6月末集計)

資料2

埼玉労働局

	墜落・転落	巻き込まれ・まれ	飛来・落下	激突	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	無動作の反動作・	切れ・こすれ	と高温・低温の接物の触物	左記以外	合計	前年合計	前年比
製造業	52	115 (1)	43	22	18			7	104	68	53	12	6	500 (1)	521 (1)	-21
建設業	66 (3)	31	19	9	9 (1)		11 (1)	14 (1)	25	19	18		5	226 (6)	221 (7)	5 (-1)
陸上貨物運送事業	119	59	19	40	27		17	9	73	79	8	3		453 (3)	435 (3)	18 (-3)
小売業	25	27	6	11	14		20	4	83	46	21	12	3	272	238	34
飲食店	6	4	5	6	1		6		21	13	22	12	1	97	114	-17
社会福祉施設	12	4	1	10	6		7		55	67	4		8	174	134	40
上記以外	91	50	22 (1)	42	21		47	3	166	86	24	5	27	584 (1)	545 (2)	39 (-1)
全産業	371 (3)	290 (1)	115 (1)	140	96 (1)		108 (1)	37 (1)	527	378	150	44	50	2,306 (8)	2,208 (13)	98 (-5)
前年合計	353 (5)	306 (2)	107	162	90	2	115 (2)	38 (2)	508 (1)	301	143	56	27 (1)	2,208 (13)		
前年比	18 (-2)	-16 (-1)	8 (1)	-22	6 (1)	-2	-7 (-1)	-1 (-1)	19 (-1)	77	7	-12	23 (-1)	98 (-5)		

資料 労働者死傷病報告

( )内は死亡者数で内数である。

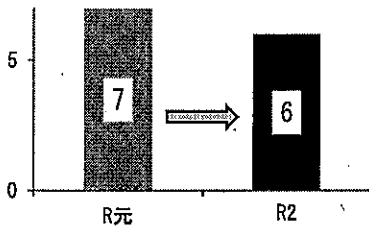
令和2年上半期 業種別・年齢別休業4日以上之死傷者数(6月末集計)

埼玉労働局

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
	10~50代						
製造業	9	60	91	96	133	111(22%)	500
建設業	6	45	36	52	40	47(21%)	226
陸上貨物運送事業	11	42	63	143	141	53(12%)	453
小売業	15	28	30	48	75	76(28%)	272
飲食店	13	20	13	18	15	18(19%)	97
社会福祉施設	0	15	15	37	41	66(38%)	174
全産業	62	269	330	516	585	544(24%)	2,306
	1,762						

## 建設業の皆様へ

埼玉県内の建設業での死亡災害発生状況（各年6月末集計）



# 建設業での 労働災害の撲滅を！



## 死亡災害の状況

令和2年6月末集計の埼玉県内の建設業での労働災害による死亡者数は6人で、前年同期と比べ1名減少

建設業での死亡災害発生事例（令和2年1月～6月）

番号	発生月	災害発生のあらまし	事故の型
1	1月	ワンボックスカーに7人が同乗して会社から建設工事現場に向かう途中、停車していた大型トラックに追突し、1人死亡、6人負傷したもの。	交通事故 (道路)
2	1月	外壁の塗装工事現場において、高さ2.84mの屋根上に単管足場を組み立てる作業中、長さ4mの建地材をつかみ、足場上に上ろうとしたところ、建地材が回転し、屋根の上から墜落したもの。	墜落・転落
3	2月	外壁の塗装工事現場において、足場の組立作業中、足場に約4mの移動はしごを立て掛け、単管を片手に持ってはしごを昇る際に墜落したもの。	墜落・転落
4	2月	木造建築物解体工事現場において、金属ごみの分別作業をしていたところ、解体用機械の旋回中の胴体に激突された反動で、機体の胴体とキャタピラの間に挟まれたもの。	激突され
5	3月	機材倉庫内で、被災者が倒れた配管パイプと階段手すりとの間に挟まれ死亡したもの。	崩壊・倒壊
6	5月	テント倉庫修繕工事現場において、屋根上で作業をしていた労働者がテント屋根を踏み抜いて高さ約4メートルから地上に墜落して死亡したもの。	墜落・転落

労働災害を撲滅するためリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！



建設工事では、墜落転落災害・飛来落下災害・機械災害・転倒災害の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

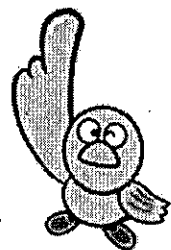
4つの重点

墜落・転落災害

飛来・落下災害

機械災害

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバン」

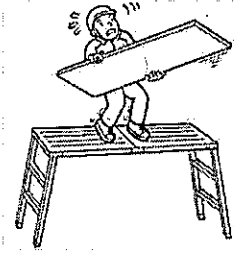
詳しくは裏面をご覧ください



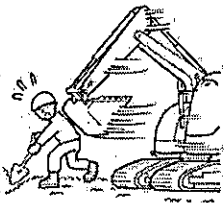
埼玉労働局 (<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>) ・労働基準監督署

## 墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しましょう。



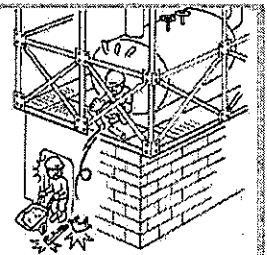
## 機械災害防止対策



- 移動式クレーン・ドラッグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の機械の使用時には、
- 1 転倒防止措置を講じましょう。
  - 2 資格のある方に作業をさせましょう。
  - 3 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
  - 4 特定自主検査等の法定の定期点検を確実に実施しましょう。

## 飛来・落下災害防止対策

- 1 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 2 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 3 材料等の揚げ下ろしには、つり綱・つり袋等を使用しましょう。
- 4 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



## 転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものの着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

## 「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成30年度より「埼玉第13次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ

（<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>）をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は**、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

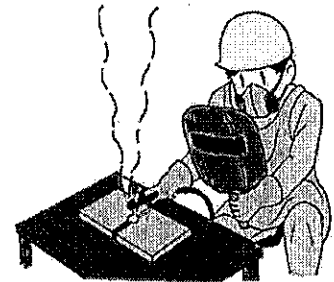
※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業  
（燃烧ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

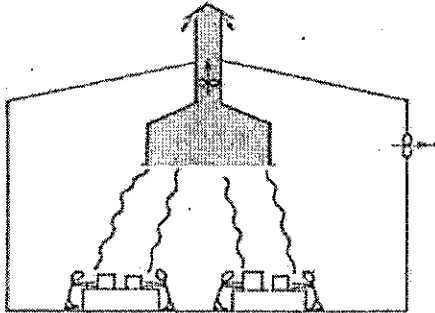


## 2. 特定化学物質としての規制

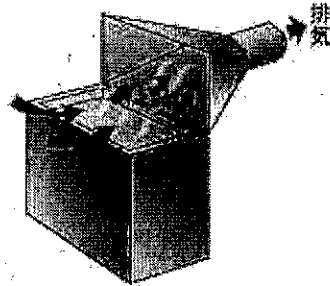
### (1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者(→6ページ)が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



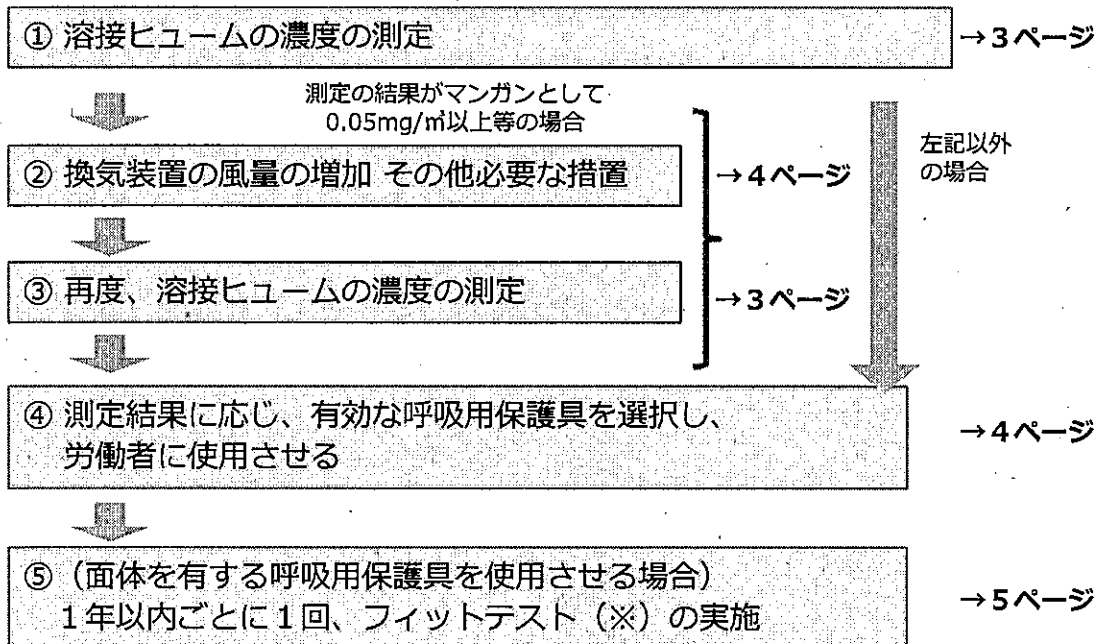
### (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合  
当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。

- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

#### 必要な措置の流れ



※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

### (3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮すること**
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること**
- ③ **保護具の使用状況を監視すること**

### (4) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、**5年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

#### ■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。



## (5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

### ① 安全衛生教育 (安衛則第35条)

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

### ② ぼろ等の処理 (特化則第12条の2)

対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

### ③ 不浸透性の床の設置 (特化則第21条)

作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。

### ④ 立入禁止措置 (特化則第24条)

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

### ⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等 (特化則第25条)

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

### ⑥ 休憩室の設置 (特化則第37条)

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

### ⑦ 洗浄設備の設置 (特化則第38条)

以下の設備を設ける。

- ・洗顔、洗身またはうがいの設備
- ・更衣設備
- ・洗濯のための設備

### ⑧ 喫煙または飲食の禁止 (特化則第38条の2)

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

### ⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等 (特化則第43条、第45条)

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

### 3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>								<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>換気風量の増加 その他必要な措置(4/1～)</p> <p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)</p> <p>フィットテストの実施(4/1～)</p>			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1～)			

改正内容に関する通達・資料はこちら  
厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)



条文の参照は、電子政府の総合窓口 (e-GOV) 法令データ提供システム  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署  
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)



屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

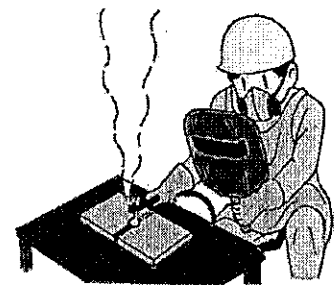
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業  
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



#### 溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	



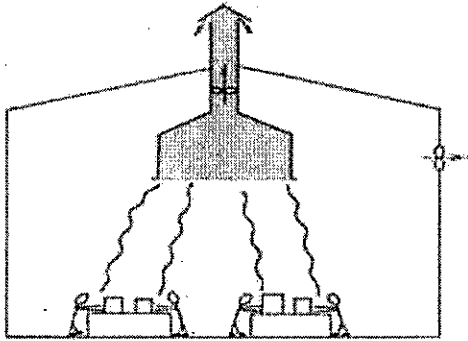
## 2. 特定化学物質としての規制

### (1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

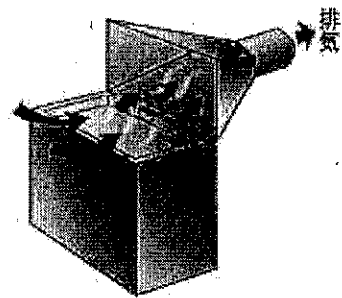
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごと**に、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



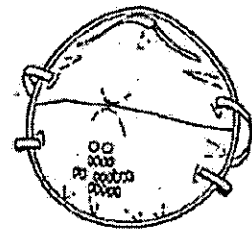
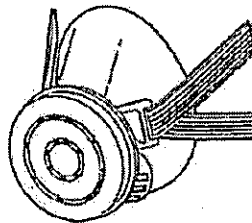
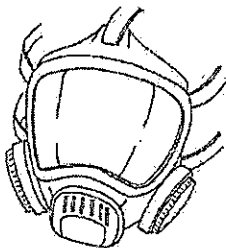
### (2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

#### (参考) 呼吸用保護具の種類

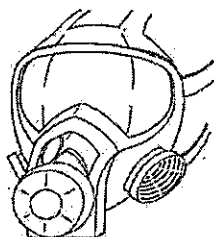
##### 防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】

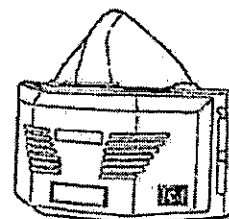


##### 電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】

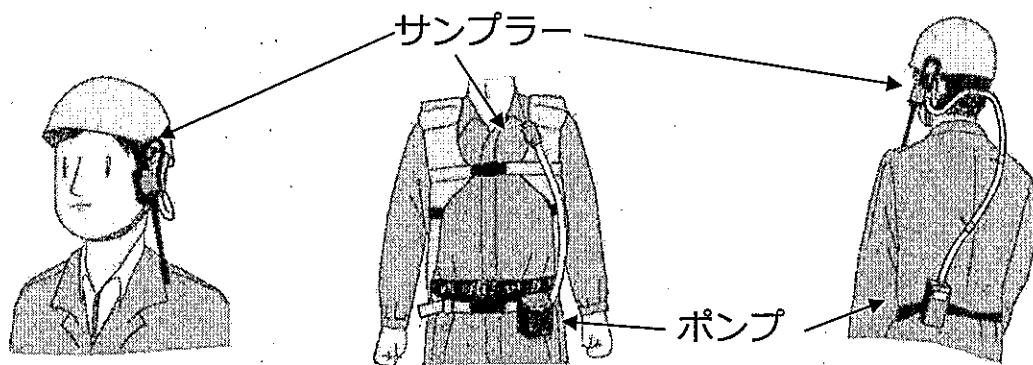


【半面形面体】



### ①③溶接ヒュームの濃度の測定等 (測定等告示\*第1条)

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



(注) 個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきものです。

### 個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。  
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位(呼吸域)**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。
- ② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
  - ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**(以下「**均等ばく露作業**」)ごとに、それぞれ、**適切な数(2人以上に限る)**の労働者に対して行います。  
※均等ばく露作業に従事する一労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。
  - ・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- ③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- ④ 分析方法は、**吸光光度分析方法**、**原子吸光分析方法**、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等 (令和2年厚生労働省告示第286号)

## ②換気装置の風量の増加その他の措置 (特化則第38条の21第3項)

- ① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加その他必要な措置**を講じます (次に該当する場合は除きます。)。
    - ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>を下回る場合
    - ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合
- ※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

  - ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
  - ・集じん装置による集じん
  - ・移動式送風機による送風の実施
- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
  - ③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します (3年保存)。

## ④呼吸用保護具の選択の方法 (測定等告示第2条)

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値 (C) を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧 (抜粋)

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
			A級	20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
			S級、A級又はB級	PS1又はPL1

(注) RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

## ⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

### ● フィットテストの方法

- ① **JIS T8150** (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質*の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

### ● フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

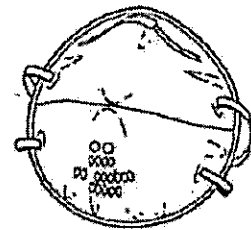
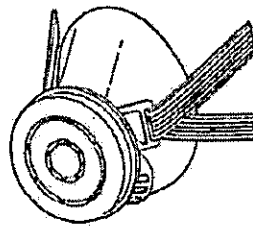
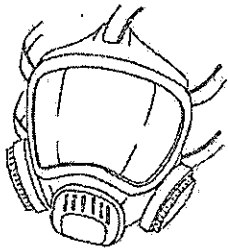
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

## (参考) 呼吸用保護具の種類

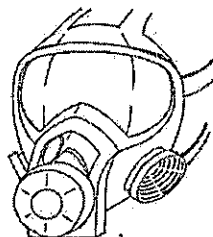
### 防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】    【取り替え式・半面形面体】    【使い捨て式】

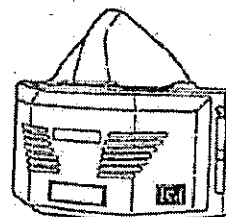


### 電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



### (3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

### (4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する労働者**に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

#### ■溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。



## (5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)  
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)  
対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)  
作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)  
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)  
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)  
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)  
以下の設備を設ける。
  - ・ 洗顔、洗身またはうがいの設備
  - ・ 更衣設備
  - ・ 洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)  
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)  
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

## 3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	特化則に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から <b>粉じん則</b> の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択・使用(4/1~)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1~)			

改正内容に関する通達・資料はこちら  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)



## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

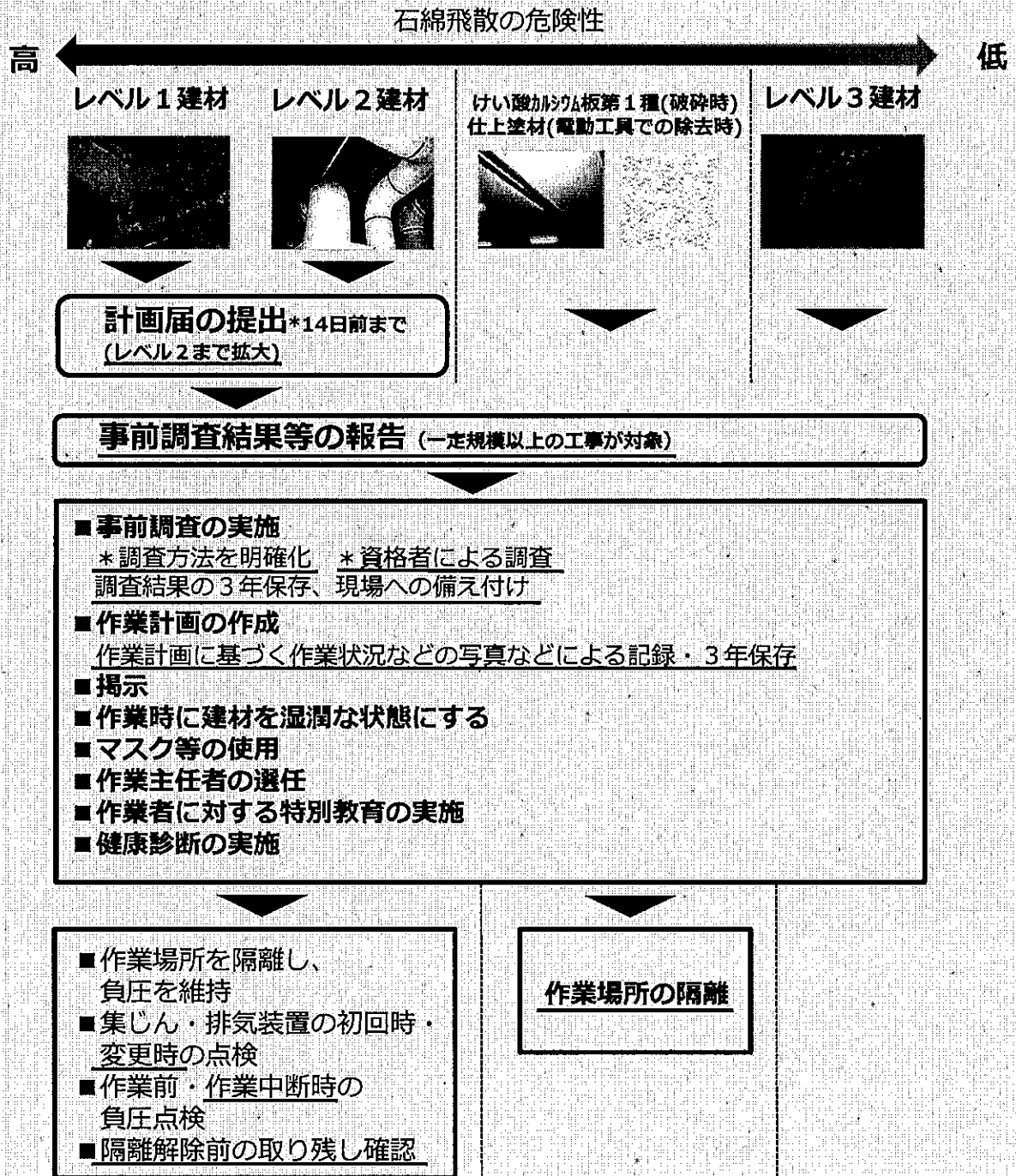
### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項



## [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1建材のみ) 計画届の提出

(レベル2建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

## ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類				
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破碎等	けい酸カルシウム	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●				
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●

## 規制内容の詳細・解説

### 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
  - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
  - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
  - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

## 工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

### ■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

#### ◆ 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### ◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

## 令和3年4月1日施行

### ■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

### ■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

#### ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

**報告対象工事・報告内容**

**◆報告が必要な工事**

**① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

**② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

**③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

**◆電子システムで報告が必要な内容**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

**◆報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要



## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
  - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

## 写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

### ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

#### ◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

#### ◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

## 労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

### 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

#### ◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

#### ◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署